

平成 19 年 11 月 26 日制定

もったいない学会支部等 内規

(目的)

第 1 条 この内規は、もったいない学会と関連する支部等との関係を定める事を目的とする。

(関係)

第 2 条 関連する支部等とはリンクを張り、お互いを高める。

- 2 本部、支部等は独立採算である。
- 3 支部等は支部の名称を用いなくても良い。
- 4 本部、支部等はそれぞれ年一回 大会、シンポジウムを開き、顔合わせをする。
祭りの意味合いもある。

付則 本規定は平成 19 年 11 月 26 日より施行する